

令和2年12月23日

国宝・重要文化財建造物の耐震対策現況調査結果の公表について

文化庁では、文化財所有者や地方公共団体等の関係者間で、耐震対策の状況の確認、共有と耐震化に向けた意識の向上を図るため、国宝・重要文化財建造物の耐震対策の現況調査を実施しております。この度、令和2年11月30日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 調査の概要

調査対象：耐震対策の対象※となる国宝・重要文化財建造物（4,132棟、回答率100%）このうち、世界遺産又は国宝であるもの（663棟）

（※）国宝・重要文化財建造物から小規模な建造物や土木構造物を除外

調査時点：令和2年11月30日時点

調査内容：耐震診断（耐震予備診断、耐震基礎診断、耐震専門診断）や耐震補強の実施状況、対処方針（耐震補強等が完了するまでに取るべき暫定的な方策を定めたもの）の作成状況 等

2. 調査結果概要

（1）耐震対策が完了しているもの

耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたもの、立入制限を内容とする対処方針を作成したものであって、基本的に耐震対策が必要ないもの

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| ① 耐震対策の対象となる国宝・重要文化財（4,132棟） | 2,613棟（63.2%） |
| ② ①のうち、不特定の者が立ちに入る建造物（1,883棟） | 854棟（45.4%） |
| ③ 耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟） | 405棟（61.1%） |
| ④ ③のうち、不特定の者が立ちに入る世界遺産又は国宝（312棟） | 103棟（33.0%） |

（2）安全性の確保が図られているもの

（1）の耐震対策が完了しているものに加え、避難誘導等の人的安全性確保のための措置を内容とする対処方針を作成したもの

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| ① 耐震対策の対象となる国宝・重要文化財（4,132棟） | 3,941棟（95.4%） |
| ② ①のうち、不特定の者が立ちに入る建造物（1,883棟） | 1,811棟（96.2%） |
| ③ 耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟） | 654棟（98.6%） |
| ④ ③のうち、不特定の者が立ちに入る世界遺産又は国宝（312棟） | 310棟（99.4%） |

3. 今後の対応等

今回の調査結果から、国宝・重要文化財の95%（世界遺産又は国宝では99%）が、耐震補強の実施や立入制限・避難誘導等の措置を含む対処方針の作成等を行っており、人的安全性の確保が図られていることが確認できました。不特定の者が立ちに入る未対策のものうち、耐震基礎診断・耐震専門診断実施中のものを除くもの（国宝・重要文化財38棟、世界遺産又は国宝2棟）についても令和2年度内に対処方針を作成し、人的安全性の確保を図る見込みです。

特に、12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に、不特定多数が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財に係る耐震対策に加え、世界遺産・国宝のうち、避難が容易でないなど緊急性が高く、場内の主たる建物であるなど不特定多数が滞留する可能性の高い箇所に係る耐震対策を盛り込み、加速化して進めていきます。

今後もすべての国宝・重要文化財建造物に係る所有者等の関係者に対して、改めて耐震対策の必要性を周知するとともに、耐震対策の状況について定期的にフォローアップを実施するなど、国宝・重要文化財建造物の耐震化を引き続き進めてまいります。

<本件担当>

文化庁文化資源活用課

文化財防災推進係 担当：松田、岸本

震災対策部門 担当：西岡、玉井

電話：03-5253-4111

文化財防災推進係：内線4906

震災対策部門：内線3146

e-mail：taishin@mext.go.jp（震災対策部門専用）

国宝・重要文化財建造物の耐震対策の現況調査結果

令和2年11月30日現在

1. 調査対象

① 耐震対策の対象*となる国宝・重要文化財建造物	4, 132棟
② ①のうち、不特定の者が立ちに入る建造物	1, 883棟
③ ①のうち、世界遺産又は国宝の建造物	663棟
④ ③のうち、不特定の者が立ちに入る建造物	312棟
(※) 国宝・重要文化財建造物から小規模な建造物（延べ面積10m ² 以下、鳥居、石塔、塀等）や土木構造物を除外	

2. 調査結果（耐震診断・耐震補強等の実施による耐震対策の状況）

① 耐震対策の対象となる国宝・重要文化財（4, 132棟）の状況

I 耐震対策が完了しているもの（ア+イ）

2, 613棟 (63. 2%)

II 安全性の確保が図られているもの（ア+イ+ウ）

3, 941棟 (95. 4%)

<内訳>

ア 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したものほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） 1, 828棟

耐震予備診断○により完了 1, 046棟	耐震基礎診断○により完了 71棟
耐震専門診断○により完了 38棟	耐震補強の実施により完了 673棟

イ 対処方針（耐震補強等が完了するまでに取るべき暫定的な方策を定めたもの）に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されたもの 785棟
(※対処方針により立入制限を行うものについては、耐震対策の一応の完了とみなす。)

ウ 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） 1, 328棟

エ 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） 191棟

耐震診断未実施 92棟	耐震予備診断× 32棟
耐震基礎診断× 7棟	耐震専門診断× 2棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中 58棟	

② ①のうち、不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財（1, 883棟）の状況

I 耐震対策が完了しているもの（ア）	854棟（45.4%）
II 安全性の確保が図られているもの（ア+ウ）	1, 811棟（96.2%）

<内訳>

ア 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したものほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） 854棟

耐震予備診断○により完了	366棟	耐震基礎診断○により完了	36棟
耐震専門診断○により完了	20棟	耐震補強の実施により完了	432棟

ウ 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） 957棟

エ 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） 72棟

耐震診断未実施	23棟	耐震予備診断×	12棟
耐震基礎診断×	3棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	34棟		

※ なお、イ（対処方針に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されているもの）は、不特定の者が立ち入らない建造物と整理しており、対象外。

③ ①のうち、耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟）の状況

I 耐震対策が完了しているもの（ア+イ）	405棟（61.1%）
II 安全性の確保が図られているもの（ア+イ+ウ）	654棟（98.6%）

<内訳>

ア 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したものほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） 249棟

耐震予備診断○により完了	165棟	耐震基礎診断○により完了	14棟
耐震専門診断○により完了	6棟	耐震補強の実施により完了	64棟

イ 対処方針（耐震対策が完了するまでに取るべき暫定的な方策を定めたもの）に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されたもの 156棟

ウ 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） 249棟

エ 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） 9棟

耐震診断未実施	0棟	耐震予備診断×	3棟
耐震基礎診断×	2棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	4棟		

④ ③のうち、不特定の者が立ち入る世界遺産又は国宝（312棟）の状況

I 耐震対策が完了しているもの（ア）	103棟（33.0%）
II 安全性の確保が図られているもの（ア+ウ）	310棟（99.4%）

<内訳>

ア 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したものほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） 103棟

耐震予備診断○により完了	50棟	耐震基礎診断○により完了	9棟
耐震専門診断○により完了	3棟	耐震補強の実施により完了	41棟

ウ 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） 207棟

エ 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で、耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） 2棟

耐震診断未実施	0棟	耐震予備診断×	2棟
耐震基礎診断×	0棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	0棟		

※ なお、イ（対処方針に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されているもの）は、不特定の者が立ち入らない建造物と整理しており、対象外。

＜文化財建造物の耐震対策の流れ＞

文化財建造物の耐震対策は、①耐震予備診断（木造のみ）、②専門的な耐震診断（耐震基礎診断・耐震専門診断）、③耐震補強の流れで進めている。専門的な耐震診断や、耐震補強が即座に着手できない場合は、人的安全性の確保のため、④対処方針を作成する。

① 耐震予備診断

各建造物の立地条件、規模・形状、構造、保存状況から、地震に対する課題を把握し、修理や専門的な診断を実施する必要性について判定する比較的簡易な診断。

判定「ア」：OK 耐震性をおおむね確保。（※調査結果上は「○」）

判定「イ」：要修理 健全性を回復する措置などが必要。（※調査結果上は「×」）

判定「ウ」：NG 耐震性に問題ある可能性が高い。専門的な診断が必要。（※調査結果上は「×」）

② 専門的な耐震診断（耐震基礎診断、耐震専門診断）

建築構造専門家や文化財建造物修理技術者により構造調査や構造解析を行い、建造物の耐震性能を評価する診断。

・耐震基礎診断・・・外観目視で得られる情報による診断。

・耐震専門診断・・・解体、半解体修理に併せて行う診断。

判定「大地震動時の非倒壊」：OK 耐震補強等の対策が不要。（※調査結果上は「○」）

判定「大地震動時の倒壊危険性」：NG 耐震補強等の対策が必要。（※調査結果上は「×」）

③ 耐震補強

ハード面で補強を施し、不足する耐震性能を向上。補強により文化財的価値を損わないように配慮することが重要であり、修理工事とあわせて実施するなどの工夫も必要。

④ 対処方針

人的安全性確保のために耐震対策が完了するまでに執るべき暫定的な方策。

具体的には、耐震診断・補強の実施見込みに加え、立入制限、危険性の明示、避難経路策定など人的安全性確保のために必要な対策などを記載。

